

農産物検査法三段表 (平成三十年四月一日施行後)

<p>農産物検査法 (昭和二十六年法律第四百四十四号)</p>	<p>農産物検査法関係手数料令 (昭和五十九年政令第四百十三号) 農産物検査法施行令 (平成七年政令第三百五十七号)</p>	<p>農産物検査法施行規則 (昭和二十六年農林省令第三十二号)</p>	<p>その他</p>
<p>第一条 (目的) この法律は、農産物検査の制度を設けるとともに、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を講ずることにより、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。</p> <p>第二条 (定義) この法律において「農産物検査」とは、品位等検査及び成分検査をいう。 この法律において「農産物」とは、穀、麦(小麦、大麦及びはだか麦をいう。以下同じ。)その他政令で定める農産物(農産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもので政令で定めるものを含む。)をいう。 この法律において「品位等検査」とは、第十七条第一項第一号に掲げる検査の区分に係る登録検査機関が、農林水産省令で定めるところにより、第十一条第一項の農産物検査規格に基づいて行う同号に掲げる検査をいう。</p>	<p>「農産物検査法施行令」 (米麦以外の農産物) 第一条 農産物検査法(以下「法」という。)第二条第二項の政令で定める農産物は、大豆、小豆、いんげん、かんしょ生切干及びそばとする。 法第二条第二項の政令で定めるものは、でん粉とする。</p>	<p>(品位等検査に係る種類の検査) 第一条 品位等検査に係る種類についての検査は、輸入に係る農産物(玄米、精米、小麦及び大麦を除く。)にあつては農産物検査法(以下「法」という。)第二条第二項並びに農産物検査法施行令(平成七年政令第三百五十七号。以下「令」という。)第一条第一項及び第二項に掲げる農産物の種類について行い、その他の農産物にあつては次の表の上欄に掲げる農産物の種類についてそれぞれ同表の下欄に掲げる事項につき行う。</p>	

	小豆	大豆	はだか麦	大麦	小麦		
生産年度別の普通いんげん	種生産年度別の一般小豆及び び生産年度別の一般小豆及 つき大豆の納言小豆、普通小 豆及びその他の小豆の別	大豆の粒大豆、極小粒大豆の別 大豆の粒大豆、中粒大豆、小粒 大豆のそれぞれにつき大 特定加工用大豆及び種子 生産年度別の普通大豆、 種大豆の別	生産年度別の普通大豆、特 定加工用大豆（製品の段階 において大豆の原形をとど めない用途に使用される大 豆をいう。以下同じ。）及 び種子大豆の別	生産年度別の普通はだか麦 及び種子はだか麦の別	国内産大麦にあつては、生 産年度別の普通小粒大麦、 普通大粒大麦、ビール大麦 及び種子大麦の別 外国産大麦にあつては、食 糧大麦、ビール大麦及び飼 料大麦の別	国内産小麦にあつては、生 産年度別の普通小麦、強力 小麦及び種子小麦の別 外国産小麦にあつては、食 糧小麦及び飼料小麦の別	にあつては、それぞれに つき短粒種、中粒種及び 長粒種の別

4
この法律において「成分検査」とは、
第十七条第一項第二号に掲げる検査の区
分に係る登録検査機関が、農林水産省令
で定めるところにより、第十一条第一項
の農産物検査規格に基づいて行う同号に
掲げる検査をいう。

検査は、正味重量及び皆掛重量につき行
う。

（品位等検査に係る荷造り及び包装の検
査）

第四条 品位等検査に係る荷造り及び包装
についての検査は、荷造りについては緊
括材料、緊括方法及び緊括の程度につき
、包装については種類及び資材につき行
う。

（品位等検査に係る品位の検査）

第五条 品位等検査に係る品位についての
検査は、水分の含有率、異物、被害粒、
異種穀粒及び未熟粒の混入率、形質、整
粒歩合、発芽率、容積重等につき行う。

（品位等検査の検査方法）

第六条 品位等検査は、各個に、又は抽出
して行う。この場合における抽出の方法
は、農林水産大臣が定める標準抽出方法
によるものとする。

2 品位等検査に係る品位についての検査
は、農林水産大臣が定める標準計測方法
及び鑑定方法により行う。ただし、種苗
法（平成十年法律第八十三号）第六十一
条第一項の規定に基づき農林水産大臣が
定める基準に従い生産及び調整された種
子もみ、種子小麦、種子大麦、種子裸麦
又は種子大豆に係る検査のうち、当該基
準に定められた事項に係る検査は、当該
基準に適合することを証する書類により
行う。

（成分検査）

第七条 成分検査は、たんぱく質、アミ
ロース及びでん粉につき行う。

（成分検査の検査方法）

第八条 成分検査は、抽出して行う。この
場合における抽出の方法は、農林水産大

○標準抽出方法（平
成十三年三月二十二
日農林水産省告示第
四百四十三号）

○標準計測法（平成
十三年三月十四日農
林水産省告示第三百
三十二号）
○鑑定方法（平成十
三年三月十四日農林
水産省告示第三百三
十三号）

○標準抽出方法（平
成十三年三月二十二
日農林水産省告示第
四百四十三号）